

災害が起こった時 自分の身をどう守る？



「個別避難計画」を作成しましょう

市では、高齢者や障がいのある方など、災害発生時等に自ら避難することが困難・不安がある方が円滑かつ迅速に避難できるように支援するために、一人ひとりの状況に応じた「個別避難計画」の作成を促進しています。

「個別避難計画」は、災害時の避難支援を約束するものではありませんが、災害が起こった時に、「いつ」「誰と」「どこに」避難するか、などを予め決めておくことで、災害の備えに繋がります。

計画作成の対象者

次に掲げる方のうち、在宅で災害から身を守るために自ら避難することが困難であり、災害時の一連の行動に特に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」の範囲としています。

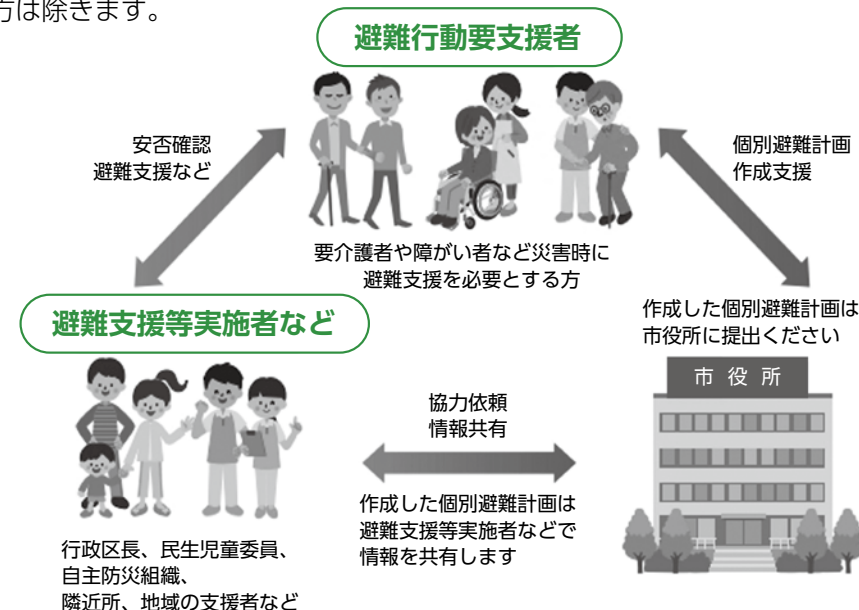
●要介護認定3以上 ●身体障害者手帳1・2級の第1種（心臓、じん臓機能障害のみ該当者除く）
●療育手帳A ●精神障害者保健福祉手帳1・2級の単身世帯者 ●難病患者 ●他自治体から田村市に避難している要支援者 ●自ら計画作成を希望する方 ●概ね70歳以上の一人暮らし及び高齢者のみ世帯で、災害時の自力避難が困難な方など

※施設に入所している方や長期入院中の方は除きます。

個別避難計画の活用方法

作成された計画は、お住まいの地域で避難支援をサポートする関係者（行政区長、民生児童委員など）に情報共有を行います。

災害時における避難支援や安否確認はもとより、避難支援等関係者の協力のもと、災害時の避難支援が有効に機能するよう、平常時における地域の自主防災の取り組み（防災訓練や日頃からの見守りや支援方法の検討など）に活用します。



個別避難計画作成説明会を開催します

個別避難計画未作成の方、既に計画を提出しているが内容を見直したい方、先のために説明を聞いてみたい方やそのご家族など、どなたでも参加できます。

- 日時 1月31日（金）午後1時30分
- 場所 市役所2階201会議室
- 内容 ①災害時避難行動要支援者避難支援制度について
②個別避難計画の作成について
- 申込方法 1月29日（水）までに、電話 ☎82-1115
または申込フォーム（右記QRコード）でお申込ください。



問・申 保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115

申告について

市では受付できない申告

次の申告に該当する方は、郡山税務署の申告会場で申告してください。

- ①住宅ローン控除を初めて申告する。
- ②青色申告をする。
- ③土地・建物・株式の譲渡所得（国・県・市への売却を除く）や先物取引、仮想通貨、山林所得の申告をする。
- ④贈与税、消費税の申告をする。
- ⑤雑損控除・繰越損失の申告をする。
- ⑥外国税額控除を受ける。
- ⑦亡くなった方の申告をする。
- ⑧令和5年分以前の申告をする。

⚠ 申告の注意点（事前準備） ⚠

収支内訳書 / 医療費控除の明細書は、本人による計算記載が必要です。

必ず事前に「農業 / 事業 / 不動産の収支内訳書」「医療費控除の明細書」を作成しましょう。領収書だけをお持ちいただいた場合、申告受付をすることはできません。

⚠ 農業の申告をする方へ ⚠

回覧で配布していた農業の収支を計算する「農業経営状況調査票」は、今回から前年に農業の申告をされた方へ直接郵送しました。

※発送：6年12月下旬

新たに「農業経営状況調査票」が必要な場合は、税務課・各行政局・各出張所で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

⚠ 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方へ ⚠

収入がなく、市内に住む親族の扶養になっていない方が、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料などの軽減を受ける場合、収入がなかったことの申告が必要です。

専用の申告書は窓口などで配布するほか、昨年提出があった方には、直接申告書を郵送するので、記入のうえ提出してください。

■申告用の各様式のダウンロードはこちら▶



市役所に電子申告コーナーを設置

申告期間中、市役所会場に電子申告コーナーを設置します。市のパソコンやご自身のスマホなどを使用して電子申告をすることが可能です。

スマホで申告をしてみたいけど、自宅では初めてで不安という方は、この機会にぜひ電子申告をしてみましょう。

- 場所 市役所1階多目的ホール
 - 期間 2月14日（金）～3月14日（金）平日のみ
- ※申告書の作成（端末操作）はご自身で行っていただきます。

所得税または住民税の申告が必要な方

7年1月1日現在田村市に住所があり、次に該当する方

- ①給与所得者のうち、次の方
 - ・給与収入のほかに20万円以上の所得があった方
 - ・2カ所以上から給与収入があり、年末調整をしていない方
- ②事業所得（農業・営業）・不動産所得がある方
- ③年金受給者のうち、次の方
 - ・公的年金などの収入が400万円を超える方または400万円以下で公的年金以外の所得が20万円を超える方
- ④収入がなく、市内居住者の扶養対象になっていない方
- ⑤6年中に新たに住宅ローンでマイホームを取得または増改築をした方
- ⑥譲渡所得（土地・建物・株式など）があった方

申告相談受付会場

上記の申告する内容によって、受付できる会場が変わります。

- ①～③に該当する方：市役所会場または郡山税務署会場
- ④に該当する方：市役所会場でのみ受付
- ⑤・⑥に該当する方：郡山税務署会場でのみ受付

申告に必要なもの

必要な書類が不足していると申告相談の受付ができません。再度来ていただく場合がありますので、必ず事前に資料の確認・準備をお願いします。

- ①収入が分かる書類
 - ・給与 / 公的年金の源泉徴収票
 - ・農業 / 営業 / 不動産の収支内訳書など
- ②控除対象額が分かる書類
 - ・生命保険 / 地震保険の控除証明書 / 医療費控除の明細書など
- ③マイナンバーカード
 - 持っていない方は、通知カードまたはマイナンバー記載の住民票と本人確認書類（運転免許証・パスポートなど）
- ④前年に確定申告している場合
 - 税務署からの「確定申告のお知らせ」
- ⑤所得税の還付がある場合
 - 振込先の分かる本人名義の通帳など

スマホ申告研修会 参加者募集

- 日時 1月31日（金）
 - ①午前10時～正午 ②午後1時30分～3時30分（各回定員15人、予約制）
- 場所 市役所3階301会議室
- 講師 郡山税務署職員
- 持物 ①スマホ ②マイナンバーカード（暗証番号2種類）③申告に必要な書類など
- 内容 スマホを使った確定申告のやり方（実際にご自身の確定申告を行うことが可能）
- 申込 1月20日（月）までに市ホームページからお申し込みください。▶▶▶

